

平成22年度

社会福祉法人 福智町社会福祉協議会

# 事業計画

(期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日)

平成22年3月

社会福祉法人 福智町社会福祉協議会

## 基本構想

### 「信頼と親しみのある身近な福智町社会福祉協議会をめざして」

～共に歩む福祉のパートナー～

過去に類を見ない社会的な不況の中、社会福祉の状況も高齢化の著しい伸展や少子化に伴い、核家族化や単身世帯の増加、引きこもりなどにより生活リスクに対しての脆弱な世帯の増加がうかがえます。高齢者や障がい児者、児童を対象とする制度においても、公的な福祉サービスだけで要援護者をカバーすることは困難であるといわざるを得ません。地域でのネットワークの活性化が不可欠ですが、地域の連帯感の希薄化や個人主義的な傾向が強まる中、小地域での連帯感の醸成と地域での支え合いの和を広めていくことが求められています。社会福祉協議会としてもこれからの活動の指針となる「地域福祉活動計画」の策定を行い、住民に身近な社会福祉協議会を築いていく必要があります。

また、活動を行うための財政基盤を整えるため、昨年度「財政健全化 5 カ年計画」を策定するとともに 10 年にわたる財政計画のシミュレーションを行い長期的に安定した財政基盤の確立を目指すための方向性を見出しました。

社会福祉協議会の果たす役割は、これからの重要であり、地域住民や関係機関・団体と連携し、あらゆる視点から将来を見越した独創的な福祉の町づくりに向けて始動していかねばなりません。

## 基本理念

- 1 ふれあう福祉のまちづくり（共生）
- 2 参加する福祉のまちづくり（主体性）
- 3 支えあう福祉のまちづくり（協働）

## 運営理念

福智町社会福祉協議会は、基本理念を基に以下の運営理念により事業を展開します

- ① 住民参加・協働による福祉社会の実現
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組み
- ⑤ 人材育成によるより質の高いサービス提供体制の実現
- ⑥ 安定した財政基盤を基に確保されたサービス提供体制の実現

## 組織運営方針

福智町社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と運営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- ① 運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たしていきます。
- ② 事業の効果測定やコストの把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した組織運営を行います。
- ③ 組織全体として機能するような組織体制を構築し、組織の活性化を図ります。
- ④ すべての役職員は、常に福祉意識の向上に努めます。

## 基本計画

平成22年度においては、下記を基本項目とし運営理念に基づき総合的に事業を推進し、Action（改善への取り組み）⇒Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）のサイクルの確立を目指します。

### 基本項目

- (1) 「財政健全化5ヵ年計画」の遂行と組織機能の強化
- (2) 地域の福祉力を高めるための取り組みの推進
- (3) 情報提供・収集および総合相談の推進
- (4) 委託事業の効果的運用
- (5) 人権と福祉のまちづくりを推進するための地域福祉活動計画の策定
- (6) その他の事業の効果的な取り組み

### (1) 「財政健全化5ヵ年計画」の遂行と組織機能の強化

社会福祉協議会の財源の多くは、町の補助金・委託金であり、その収支バランスを常に保つ必要があります。21年度策定した「財政健全化5ヵ年計画」での取り組みが確実に実行されるようにチェック機能を強化するとともに、収支の状況と財政運営の分析を行い、安定した財政基盤の確保を行ってまいります。また、21年度に2,000万円の町よりの貸付により10年間の財政シミュレーションに基づいて長期的な財政基盤の整備の初年度として、さらなる取り組みの強化を図ってまいります。

さらに、組織機能の強化として、人材育成に取り組み、職員の育成プログラムの実施による質の確保と向上心の醸成をはかり、福祉推進の人材基盤の確立を目指します。

### (2) 地域の福祉力を高めるための取り組みの推進

地域の連帯感の希薄化や個人主義的な傾向が強まる中、高齢化や世帯構造の変化に伴い、地域での孤立や地域協働体制の縮小化が見られ、住民自治を推進する大きな足かせとなっています。これらに対して共生・住民主体・協働を推進する社会福祉協議会にとっては大きな課題であり、地域での助け合いや人と人のつながりを大切にした新たな小地域でのネットワークの構築が必要です。そのためには、地域でのキーパーソンとなる人材の発掘や育成が必要であり、福祉委員を中心とした取り組みの見直しを行っていく必要があります。地域福祉活動計画策定の段階において実施した住民座談会での地域の反応を踏まえ、地域の連帯感の醸成や地域の自主的な活動の推進に向けて、社会福祉協議会として関係機関や地域を結びつけるプラットフォームとしての役割を果たして行きます。

### **(3) 情報提供・収集及び総合相談の推進**

福祉に関する相談機能は、社会福祉協議会において、住民サービスとして極めて重要な役割の一つです。ただ現在、個別の分野での相談に終始しており、今後は行政や関係機関と協働して横断的な相談が可能なワンストップサービスとしての総合相談窓口の設置は不可欠です。現在、総合相談窓口の設置については、行政が中心となり設置に向けての動きが活発化する中で、社会福祉協議会としても総合相談窓口設置への協働体制を作って行きたいと思えます。また、情報の提供においても、住民に福祉の情報を確実に伝えることは、社会福祉協議会の大きな役割であり、社協だより「きずな」や社協情報「ふれあい」等により情報提供を行うとともに、地域の情報についてもアンテナを広く持ち、住民ニーズの把握に努めていきます。

### **(4) 委託事業の効果的運用**

現在、福智町行政として数多くの福祉制度に取り組み、その一部を社会福祉協議会へ委託を受け、福祉バス運行事業をはじめ11の事業に取り組んでいます。今年度は、新規に「災害時要支援者避難支援プラン策定事業」を町から委託を受け、要支援者の把握や協力者の登録、災害時の避難体制の確保などをデータ保存し、緊急時に活用していくための事業としての単年度事業として受託いたします。この事業と災害時のボランティア支援事業と組み合わせ、効果的な取り組みを行います。

また、住民ニーズに立脚した委託事業として、担当課と十分な連携のもとに在宅福祉部会等で審議・検証し効果的で効果的運営を行ってまいります。

## (5) 人権と福祉のまちづくりを推進するための地域福祉活動計画の策定

旧3町が合併し、福智町となって4年を経過いたしました。その中で、社会福祉協議会の行う事業の多くは旧町の事業が引き継がれた形となっています。社会情勢や地域事情が変わってきた中で社会福祉協議会の取り組みもスクラップ&ビルド(事業の廃止や創設)しながら住民ニーズに立脚した事業展開が必要です。そのために一昨年からは地域福祉活動計画策定委員会を立ち上げ、住民アンケート調査・住民座談会・関係機関団体へのヒアリングを行い、それらの意見や課題を基にした「地域福祉活動計画」の策定が急務です。今年度は、「地域福祉活動計画」策定を重点項目として、今後社会福祉協議会が目指す地域づくりの指標となるこの計画の策定に取り組んでまいります。

## (6) その他既存事業の効果的な取り組み

現在行っている既存の事業の多くは、少数ながら住民ニーズに基づく社協独自の事業が大部分を占めています。今年度はこれらの既存事業の内容を住民アンケートや住民座談会・ヒアリングで得た意見を参考に改善しながら事業を進めていくとともに、事業の効率的で効果的な運営が行えるような取り組みを行ってまいります。

### 重点実施項目

- 1 地域の福祉を支える人材育成
- 2 小地域福祉活動の取り組みとボランティア活動機能の整備
- 3 地域福祉活動計画の策定
- 4 災害時支援への取り組み

### 実施計画

#### (1) 「財政健全化5ヵ年計画」の遂行と組織機能の強化

- ① 理事会・評議員会の開催
- ② 部会・委員会の開催
- ③ 定例三役会の開催
- ④ 監査会の開催
- ⑤ 行政連絡会の開催
- ⑥ 役職員研修会の開催
- ⑦ 課長会及びプロジェクト会議の開催
- ⑧ 各種研修会参加による自己研鑽と資格取得の推進
- ⑨ **職員育成プログラムの実施**
- ⑩ 賛助会員の募集と取り組みの強化
- ⑪ 寄付金の募集の強化
- ⑫ 財政健全化5ヵ年計画の遂行

- ⑬ 収益事業の検討
- ⑭ 共同募金運動の強化と拡充
- ⑮ 居宅介護支援事業の見直し
- ⑯ 訪問介護事業の見直し
- ⑰ 障がい者自立支援事業の見直し
- ⑱ 葬祭事業の取り組み強化
- ⑲ 社内報「ほうれんそう」発行による情報の共有化
- ⑳ 目標管理、人事考課制度の研究と労務・税務管理の法令遵守の徹底

## (2) 地域の福祉力を高めるための取り組みの推進

- ① ふれあい交流事業の充実と拡充
- ② 福祉委員制度の見直しと拡充
- ③ 福智町ボランティア連絡会への支援
- ④ ボランティアの募集と登録
- ⑤ ボランティアコーディネーター機能の確保
- ⑥ ボランティア養成講座の実施
- ⑦ 小中学生ボランティア事業の開催
- ⑧ 介護レスキュー事業（緊急時の日常生活支援事業）の実施
- ⑨ 福祉入門教室の開催
- ⑩ 障がい児夏期休暇サポート事業**

## (3) 情報提供・収集および総合相談の推進

- ① 心配ごと相談事業の実施
- ② 健康相談の実施
- ③ 社協情報誌「ふれあい」の発刊
- ④ 社協月刊誌「きずな」の発行
- ⑤ 視覚障がい者への情報提供の推進
- ⑥ ホームページによる情報の発信と掲示板による相談機能

## (4) 委託事業の効果的運用

- ① 食の自立支援事業（配食サービス）の実施
- ② 福祉バス運行事業の実施
- ③ 生きがいデイサービス事業の実施
- ④ 軽度生活支援事業の実施
- ⑤ 移送サービス事業の実施
- ⑥ 金田在宅介護支援センター事業の実施
- ⑦ 在宅介護者リフレッシュ事業の実施
- ⑧ 地域安心ネットワーク事業
- ⑨ 住民福祉講座

- ⑩ 保健福祉施設管理運営事業の実施
  - (ア) 赤池コスモス保健福祉センター（ボイラー・浴室関係のみ）
  - (イ) 金田社会福祉センター

#### ⑪ 災害時要支援者避難支援プラン策定事業

### (5) 人権と福祉のまちづくりを推進するための地域福祉活動計画の策定

- ① 地域福祉活動計画策定
- ② 人権と福祉のまちづくり推進会議への参画と協力

### (6) その他既存事業の効果的な取り組み

- ① ふれあい安心福祉箱配布事業の実施
- ② 子育てサロン日本語教室事業の実施
- ③ 生活福祉資金貸付事業の実施
- ④ 「水と灯火の夕べ」の中での（物故者等への）哀悼の実施
- ⑤ フレンドシップツアー事業の実施
- ⑥ 学童保育「かえるの学校」の実施
- ⑦ 福祉教育読本の配本
- ⑧ 保健・医療・福祉実務者連絡会議（サポーター会議）の開催
- ⑨ 人権・同和問題に関する資質の強化及び取り組み

#### ⑩ 災害ボランティア支援の取り組み

※網掛け太字は、今年度新規取り組み

## 実施計画の概要

### (1) 「財政健全化5ヵ年計画」の遂行と組織機能の強化

- ① 理事会・評議員会の開催  
執行機関としての理事会および議決機関としての役割を持つ評議員会を随時開催し社協運営の活性化を図ります。
- ② 部会・委員会の開催  
4部会5委員会（内特別委員会2）の構成により、それぞれ所管する事業等について検証を行い、社協の運営や事業の推進について協議いたします。
- ③ 定例三役会の開催  
定例として三役会を開催し、緊急な案件については、三役会にて審議し対応を図ります。又内容によって理事会や評議員会又は部会・委員会に諮っていきます。
- ④ 監査会の開催  
法人内の業務執行の状況及び法人内の財産状況を監査するための監査会を行います。

- ⑤ 行政連絡会の開催  
定期的に行政の担当課と行政連絡会を開催し連携を図ります。
- ⑥ 役職員研修会の開催  
役職員の全体研修会を実施します。今年度は、地域福祉活動計画策定に関する内容の研修会の開催を行います。
- ⑦ 課長会及びプロジェクト会議の開催  
毎月 1 日に課長会を開催し各課の報告や将来的な展望、課題の解決に向けて協議します。また、課長・係長・法人担当職員の編成によるプロジェクト会議を第 2・第 4 水曜日に開催し、連携の確認や個々の課題について論議し、社協運営の迅速で的確な対応を図ります。
- ⑧ 各種研修会参加による自己研鑽と資格取得の推進  
職種に応じた資格取得の奨励を行うとともに、職務に支障のない限り、外部の各種研修会に参加し知識・技術の習得に努めてまいります。
- ⑨ 職員育成プログラムの実施  
職務を明確化し、責任と自覚を促すとともに、職員育成プログラム（別紙）を作成し社協職員としてふさわしい態度や福祉のプロとしての資質の強化を図り、住民に信頼され頼れる人材の育成に努めていきます。
- ⑩ 賛助会員の募集と取り組みの強化  
賛助会員の設置の目的を明確化するとともに会員のあり方について検討し、社協月刊誌「きずな」等において募集を行います。
- ⑪ 寄付金の募集の強化  
社協月刊誌「きずな」による寄付者氏名及び物故者氏名の公表（毎月）と弔電の徹底をおこないます。今年度は香典返しで初盆にあたる家庭へのお礼を「きずな」に掲載します。また、寄付者への窓口対応の接遇強化を図ります。
- ⑫ 財政健全化 5 ヶ年計画の遂行  
平成 21 年度策定した「財政 5 ヶ年計画」に基づき、計画遂行に向けてチェック機能を強化し、計画が確実に実行できるように取り組みを行います。
- ⑬ 収益事業の検討  
社協が行うことに支障のない収益事業を検討するとともに、各事業における協賛や民間助成金の活用も視野に入れ検討します。
- ⑭ 共同募金運動の強化と拡充  
時代の流れによる共同募金のあり方と募金方法を県共同募金会の指導の下、共同募金運営委員会にて協議し、前年の反省を基に募金強化を図ります。
- ⑮ 居宅介護支援事業の見直し  
引き続き地域包括支援センターへのケアマネジャーの出向（3 年契約：今年度更新し 3 年間）をおこなうとともに、平成 21 年 4 月の介護保険法の改正による特定事業者指定を継続します。また、利用者確保に向け対応を検討します。

⑩ 訪問介護事業の見直し

利用者の一定数の確保と同種事業の軽度生活支援事業や介護レスキュー事業等により包括的なサービスを行います。また、居宅介護支援事業同様に特定事業者指定への継続を行うとともに、介護職処遇改善交付金の申請を行います。

⑪ 障がい者自立支援事業の見直し

障がいの個別性を重視した介護が提供できるような事業の推進を目指します。また、障害者自立支援法の改正にあわせ、特定事業者指定への体制整備を行うとともに介護職処遇改善交付金の申請を行います。

⑫ 葬祭事業の取り組み強化

パンフレットを作成し、関係機関・団体に配布し事業の周知を行うとともに、葬祭関係に附属する返礼品の斡旋を行います。

⑬ 社内報「ほうれんそう」発行による情報の共有化

それぞれの部署で勤務する職員の情報の共有化を図るために、定期的に社内報「ほうれんそう」を発行し、すべての職員に社協事業の情報が伝わるように行います。

⑭ 目標管理、人事考課制度の研究

それぞれの部署において、事業の活性化を図るための目標管理や職員のモチベーション(やる気)を高めるための人事考課の導入について研究していきます。

(2) 地域の福祉力を高めるための取り組みの推進

① ふれあい交流事業の充実と拡充

人権同和対策課と連携し、方城地区を中心としたサロン事業の展開を赤池地区、金田地区への拡充を図っていくとともに、各サロンの自主性と内容充実を図ってまいります。

② 福祉委員制度の充実と拡充

方城地区に設置している福祉委員制度の運営方法の見直しを行うとともに、赤池地区、金田地区については、モデル地区を設定し実施をおこない、福祉委員制度の拡充を図ってまいります。

③ ボランティア連絡会への支援

福智町ボランティア連絡協議会の運営における支援と活動への協力をおこないます。

④ ボランティアの募集と登録

福智町ボランティア連絡協議会の協力の下に、それぞれのボランティアグループの紹介や目的型のボランティアの募集を行ってまいります。

⑤ ボランティアコーディネーター機能の確保

福智町ボランティア連絡協議会と協力の下、ボランティアの需要と供給に対する調整方法を検討していきます。

- ⑥ ボランティア養成講座の実施支援  
各ボランティアグループが企画する養成講座等において、広報等実施に対する支援を行います。
- ⑦ 小中学生ボランティア事業の開催  
学校週休2日制が始まった当時の開催事業であり、現在の小中学生のボランティア意識のあり方について検証し、福祉に対する意識を醸成させるよう社会教育課と連携し取り組みを行ってまいります。
- ⑧ 介護レスキュー事業（緊急時の日常生活支援事業）の実施  
介護保険等の制度では対応できない生活支援に対し、事前登録による生活支援事業として実施します。（体調不良による緊急な家事支援や入院における手続きや洗濯等の支援など）
- ⑨ 福祉入門教室の開催  
21年度の新規事業として開催したこの入門教室を今年度は参加者の自主的な学習の場として引き続き実施いたし、地域福祉を推進するための人材育成を行います。
- ⑩ 障がい児夏季休暇サポート事業  
養護学校等に通う障がい児において、夏季休暇は仕事を持つ保護者にとって大きな悩みです。福祉課・人権同和対策課と連携し、社会福祉協議会が担える障がい児のサポート事業として今年度新規に試験的に実施いたします。

### （3） 情報提供・収集及び総合相談の推進

- ① 心配ごと相談事業の実施  
第三土曜実施の司法書士による特別相談は、相談者が多く引き続き行ってまいります。また、特別相談以外の第一木曜と第二木曜の心配ごと相談については、今後の利用状況等を見ながら実施を行います。
- ② 健康相談の実施  
生きがいデイサービスの実施日にあわせ、月3回程度健康相談日を設け、看護師による健康相談を実施いたします。
- ③ 社協情報誌「ふれあい」の発刊  
住民への情報提供と福祉啓発を目的として年3回社協情報「ふれあい」を発刊します。住民が目を通していただけるような工夫を行ってまいります。
- ④ 社協月刊誌「きずな」の発行  
毎月1回定期的に発行し、社協事業等のお知らせや香典返しの寄付者一覧等を掲載し住民への報告及び情報提供を行います。
- ⑤ 視覚障がい者への情報提供の推進  
社協情報誌や月刊誌「きずな」等を朗読ボランティア「青い鳥」の協力によりCD化して視覚障害者への情報提供を行います。また、機器の貸し出しも行います。

- ⑥ ホームページによる情報の発信と掲示板による相談機能  
電子通信時代に対応し、ホームページにより社協情報を公開するとともに、あわせて相談機能を持たせます。

#### (4) 委託事業の効果的運用

- ① 食の自立支援事業の実施  
食の支援のみではなく、配食者と利用者とのコミュニケーションを高める方法を検討し実行するとともに、衛生面を徹底し、栄養のバランスの取れた配食の実施を行います。また、アンケート調査を行いメニュー等の改善を行います。
- ② 福祉バス運行事業の実施  
今年度は、路線や運行のあり方等を福祉バス検討委員会で審議し、住民の利便性がさらに向上されるよう利用実績を基に検討してまいります。また、福祉課と連携し、効率的な運行が行えるよう福祉バスの小型化を行います。
- ③ 生きがいデイサービス事業の実施  
介護保険の非該当者において、必要と認められる方への介護予防的な町の委託事業であり、閉じこもり防止や生きがいの創造に向けて魅力ある事業の実施を前年度の反省を基に取り組んでまいります。
- ④ 軽度生活支援事業の実施  
介護保険の非該当者によるホームヘルパーの派遣であり、介護認定が厳しい現状から利用者の増加がうかがえます。介護保険事業同様自立支援に向けたサービスの提供を行ってまいります。
- ⑤ 移送サービス事業の実施  
町の委託事業であり、車いす移動等で通院に支障がある方への移送手段として継続して実施します。
- ⑥ 金田在宅介護支援センター事業の実施  
金田地区の特定高齢者や問題のある高齢者世帯等への実態把握・調査・指導等を行うとともに介護に関する相談等を行います。また福智町内の在宅介護支援センターとの連携を図るため連絡会を前年度結成し、その中で相互の連携を図ってまいります。
- ⑦ 在宅介護者リフレッシュ事業の実施  
在宅で介護している方々のリフレッシュと事業を通しての仲間づくりを行う事業として実施します。前年末での家族の会の結成において今年度は、家族の会が自主的に動ける環境を整えていきます。
- ⑧ 地域安心ネットワーク事業  
地域が安心して暮らせるためのネットワーク構築に向けての取り組み全般であり、特に地域福祉活動計画策定の課程における取り組みと関連することから地域の実態を把握し展開してまいります。

⑨ 住民福祉講座の開催

皆川ヨ子さんの世界最長寿のギネス認定日にあわせ健康長寿の日記念として町の委託をもとに実施いたします。また今年度は、NHK との共催が決定しており、平成 23 年 1 月 26 日に開催として会場・内容等について町および NHK と協議し開催いたします。

⑩ 福祉施設管理運営事業の実施

金田社会福祉センターについては、社協の所有であり住民の憩いの場・情報収集の場として利用しやすい施設に向け取り組んでまいります。赤池コスモス保健福祉センターについては、センター全体の管理が保健課であり、ボイラー関係のみ委託を受け管理を行います。

- ・ 赤池コスモス保健福祉センター（ボイラー・浴室関係のみ）
- ・ 金田社会福祉センター

⑪ 災害時要支援者避難支援プラン策定事業

町の委託事業として今年度新規に行う事業で、町内の要支援者の把握や支援者の登録、それらのデータ入力作成等を行い災害時にすばやく要支援者への行動が起こせるための仕組みづくりを行います。この事業は単年度（1 年）のみの委託事業であり、これを継続して有効に生かす事業へとつなげていきます。

（5）人権と福祉のまちづくりを推進するための地域福祉活動計画の策定

① 地域福祉活動計画策定

住民アンケート・住民座談会・ヒアリングが終了し、住民ニーズの把握により課題等が浮き彫りにされてきた中で今年度は、計画の具体的な内容について協議し、社会福祉協議会の目指す方向性も含めて、人権と福祉の町づくりのデザインを描きながら、実行性のある地域福祉活動計画の策定を行います。

② 人権と福祉のまちづくり推進会議への参画と協力

福智町は、「人権と福祉のまちづくり総合計画」を推進するために、人権と福祉のまちづくり推進会議を設置しています。その中で社協の役割や位置づけに大きな期待が寄せられています。社協が策定する地域福祉活動計画との整合性や協働でのまちづくりに向けて推進会議への参画と協力を行います。

（6）その他既存事業の効果的な取り組み

① ふれあい安心福祉箱配布事業の実施

一人暮らしの高齢者を対象に緊急時の避難や急な入院に備えて持ち出し可能な安心福祉箱の配布を行います。今年度は、この事業全般を見直し、緊急避難用リュックサックや冷蔵庫に保存しておく安心カプセル等の方法について検討いたします。

② 子育てサロン日本語教室事業の実施

外国人の地域での生活の自立支援を目的に日本語の学習を中心に、地域で生活していくための相談や子育てに関する支援を含めこの教室を開催いたします。

- ③ 生活福祉資金貸付事業の協力  
県の実施する貸付金の窓口として協力し、生活福祉資金貸付委員会による適正な貸付業務の推進を行います。
- ④ 「水と灯火の夕べ」の中での（物故者等への）哀悼の実施  
今年度は、町がおこなう「水と灯火の夕べ」の開会行事の中で物故者等への哀悼の意を表します。また、団体や遺族会が行う慰霊祭への参加を行います。
- ⑤ フレンドシップミーティング事業の実施  
昨年度より障がい児と保護者そしてボランティアの自主的な企画により、フレンドシップミーティングと呼び名を変えて実施していますが、今年度も参加者に主体性を持たせ、お互いの交流を図っていきます。
- ⑥ 学童保育事業の実施  
母子父子共働き家庭の児童の夏休み期間中の事故防止と団体生活による協調性や協力性の育成及び福祉意識の啓発目的に実施いたします。赤池地区でのみ実施していましたが、前年度から全町に向けた取り組みを行い実施しています。
- ⑦ 福祉教育読本の配本  
小学校5年生に福祉教育読本「ともに生きる」を配本。この読本の活用について学校側と協議し有効に活用していただく方法を検討します。
- ⑧ 保健・医療・福祉実務者連絡会議（サポーター会議）の開催  
保健・医療・福祉の実務者による連絡会議であり、毎月第3火曜日に定期的実施し、情報交換および連携強化を図ります。
- ⑨ 人権・同和問題に関する資質の強化及び取り組み  
昨年度途中での人権問題の発覚に対する反省のもと、再度人権・同和問題を学習するとともに、社協職員としてまた人としての基本的態度を身につけるための取り組みを行います。
- ⑩ 災害ボランティア支援の取り組み  
昨年起こった災害は悲慘な結果を残すこととなり、災害後の対応について社会福祉協議会がどのような支援ができるのかを考え、災害における緊急避難等の支援や災害ボランティアの派遣を行える仕組みづくりを行います。